

収納事務委託に関する取引の経理処理について

取扱店における指定収集袋等の取り扱い時に行う仕訳例を記載しましたので参考にしてください。

- ① 配送業者から指定収集袋が届いた。

受託販売 ××× / 未払金 ×××

- ② 市民に指定収集袋を販売した。

現金 ××× / 受託販売 ×××

- ③ 指定収集袋の代金を、商工会の指定口座へ振り込みにより支払った。

未払金 ××× / 現金(または預金) ×××

未払金 ××× / 受取手数料(または雑収入) ××× ※

※ 取扱手数料は、消費税法における課税売上となります。

受託販売勘定の残高は、指定収集袋の在庫金額と必ず一致します。
粗大ごみ処理券も同様に仕訳(経理処理)してください。

具体的仕訳例

- ① 初回の指定収集袋等が届いた。

受託販売 86,000 / 未払金 86,000

- ② 市民に「燃やせるごみ用 中袋」1組を販売した。

現金 400 / 受託販売 400

- ③ 指定収集袋の代金を、銀行口座から振り込みにより支払った。

未払金 3,741 / 普通預金 3,741

未払金 259 / 受取手数料 259

(ここでは例として「燃やせるごみ用 中袋」10組の場合で記載)